

○職員の名称、任免等に関する訓令

(昭和37年11月 1 日島根県警察訓令第27号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察職員の名称、任免等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）第1条に規定する職員をいう。

(職員の名称)

第2条の2 職員の名称は、別表第1のとおりとする。

(本部長の任免事項)

第3条 警察本部長（以下「本部長」という。）発令に係る職員の任免事項及びその発令様式は、別表第2のとおりとする。ただし、特に支障のある場合にはこれによらないことができる。

(本部長発令の手続)

第4条 本部長発令は、人事異動伺い（様式第1号）により本部長が決裁し、辞令書（様式第2号）を交付して行うものとする。ただし、島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）、島根県警察の組織の細目に関する訓令（平成7年島根県警察訓令第4号）等（以下「組織規則等」という。）に基づく組織の改正による配置換又は職名の改正を発令するときは、辞令書の交付を省略することができる。

2 本部長発令のうち昇給の発令については、職員に対し昇給発令通知書（様式第3号）を交付することにより辞令書の交付に代えることができる。

3 警察本部の部長、課長、科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び警察学校校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）に対しては、人事異動連記通知書（様式第3号の2）を交付することにより所属職員の昇給発令を通知するものとする。

(辞令書の記載要領)

第5条 辞令書（異動内容欄）は、身分関係、給料関係、勤務関係の順序で記載するものとする。この場合、採用、昇任、転職又は復職の場合を除いては、異動した事項だけを記載するものとする。

(所属長の任免事項)

第6条 所属長発令に係る任免事項及び発令様式は、別表第3のとおりとする。

(所属長発令の手続)

第7条 所属長の発令は、辞令原簿（甲）（様式第4号）により、所属長が決裁し、本人に命ずるものとする。

(承認、合議を要する所属長発令の手続)

第8条 所属長発令の任免のうち、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定める手続によって発令するものとする。

(1) 刑事専務者を発令する場合 本部にあっては刑事企画課長、警察署にあっては警察

署長が、刑事専務適任者名簿に登載された者のうちから、主管部課長及び人事主管部課長に合議して発令する。

(2) 警備外勤を発令する場合 警察署長が、島根県警察教養細則（平成6年島根県警察訓令第4号）第17条第5号の規定による部門別任用科（警備）の課程を終了した者のうちから、適任と認める者を、主管部課長及び人事主管部課長に合議して発令する。

(3) 旅費の支払いを要する課（隊・署）内異動を発令する場合 地域課長、女性少年対策課長、捜査第一課長、捜査第二課長、鑑識課長、運転免許課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、警備第一課長及び警察署長は、事前にその人員及び所要経費等について警務部長の承認を得て発令する。

（任免に準ずる所属長発令の手続）

第9条 所属長は、別表第3に掲げるもののほか、別に定めがあるところにより各種の責任者、指導員、取扱者等について任命、指名、指定等任免に準ずる発令をしたときは、本人に口頭で示達するとともに、辞令原簿（乙）（様式第5号）に記載するものとする。

（送付）

第10条 所属長は、第7条の規定により内部の勤務異動を発令したときは、その都度当該発令に係る辞令原簿（甲）の写しを警務部警務課長に送付しなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和37年12月1日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

警察職員の名称に関する規程（昭和33年島根県警察訓令第10号）

職員の任命等の発令様式に関する訓令（昭和36年島根県警察訓令第14号）

3 この訓令施行の際、現に島根県警察職員として勤務しているもののうち、「警察通信書記」は「電話交換手」に、「小使」及び「給仕」は「用務員」にそれぞれ辞令を用いることなくして、施行の日付をもって発令されたものとみなす。

附 則（昭和41年12月27日島根県警察訓令第28号）

この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年6月30日島根県警察訓令第8号抄）

1 この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月18日島根県警察訓令第7号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月1日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和43年12月20日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、昭和43年12月20日から施行する。

附 則（昭和44年12月20日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和45年11月24日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和47年6月2日島根県警察訓令第8号）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に島根県警察職員として勤務している者のうち、「自動車運転手」は「運転技手」に、「自動車整備士」は「整備技手」に、「汽かん士」は、「ボイラー技手」に、それぞれ辞令を用いることなくして、この訓令施行の日付をもって発令されたものとみなす。

附 則（昭和48年4月1日島根県警察訓令第3号）

- 1 この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に島根県警察職員として勤務している者のうち、「警察書記」は「警察主事」に、「警察技手」は「警察技師」に、それぞれ辞令を用いることなくして、施行の日付をもって発令されたものとみなす。

附 則（昭和48年12月21日島根県警察訓令第25号抄）

- 1 この訓令は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月24日島根県警察訓令第4号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月13日島根県警察訓令第4号抄）

- 1 この訓令は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年8月21日島根県警察訓令第6号）

- 1 この訓令は、昭和53年8月21日から施行する。

- 2 この訓令施行の際、現に島根県警察職員として勤務している者のうち、「少年補導員」は「婦人補導員」に辞令を用いることなくして、施行の日付をもって発令されたものとみなす。

附 則（昭和54年8月1日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和55年3月7日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日島根県警察訓令第27号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和55年7月1日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月1日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和57年11月1日島根県警察訓令第20号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和60年5月21日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成元年3月24日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。ただし、職員の名称、任免等に関する訓

令の一部改正中首席監察官に関する任免事項及び発令様式については、制定の日から施行する。

附 則（平成元年10月6日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成元年10月16日から施行する。

附 則（平成2年3月27日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日島根県警察訓令第5号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月17日島根県警察訓令第16号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成3年10月15日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成4年2月28日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成4年3月13日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成4年7月7日島根県警察訓令第22号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成5年3月18日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、平成5年3月23日から施行する。

附 則（平成5年3月23日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年8月27日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成6年2月1日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成6年3月14日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、平成6年3月24日から施行する。

附 則（平成6年3月14日島根県警察訓令第9号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月14日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月1日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、平成7年3月6日から施行する。

附 則（平成7年4月5日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成8年9月17日島根県警察訓令第27号）

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成10年7月1日島根県警察訓令第20号）

1 この訓令は、平成年月日から施行する。

2 この訓令施行の際現に島根県警察職員として勤務している者のうち、「婦人補導員」は、辞令書を交付することなく、施行の日に「少年補導職員」を命ずる本部長発令がなされたものとみなす。

附 則（平成11年2月24日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、平成11年3月5日から施行する。

附 則（平成11年12月24日島根県警察訓令第30号）

この訓令は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成14年4月3日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成15年2月25日島根県警察訓令第6号）〔抄〕

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成15年3月24日島根県警察訓令第9号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月29日島根県警察訓令第30号）

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。ただし、（略）

附 則（平成16年8月10日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則（平成17年3月31日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月12日島根県警察訓令第34号）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

2 〔略〕

附 則（平成19年3月23日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月7日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成20年3月21日島根県警察訓令第9号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

別表第1（第2条の2関係）

区 分	名 称	補 助 職 名
警 察 官	階級に島根県を冠する。ただし、巡査長にあつては「巡査長島根県巡査」とする。	
警察官以外の職員	警察主事	少年補導職員 交通巡視員
	警察技師	保健師 船長 機関長 一等機関士 甲板員 機関員
	運転技手 整備技手 ボイラー技手 営繕技手 電話交換手 印刷技手 調理師 船舶員 庁務員 調理員	

別表第2（第3条関係）

本部長発令任免事項表

任 免 事 項 及 び 発 令 様 式	備 考
<p>1 身分関係</p> <p>(1) 採用、階級昇任、巡査長任用及び転職 島根県警視（〇〇〇）に任命する 巡査長を命ずる</p> <p>警察主事（警察技師）に任命する 運転技手（〇〇〇）を命ずる 〇〇職〇〇級に昇任させる</p> <p>任期は〇〇年〇月〇日までとする 任期を〇〇年〇月〇日まで更新する</p> <p>任期の定めのない職員となった</p>	<p>警察官については「任命する」とすること。ただし、巡査長にあつては「命ずる」とすること。</p> <p>「任命する」とすること。</p> <p>「命ずる」とすること。</p> <p>同一職名のまま現についている職務の級より上位の級に昇任させる場合 任期を定めた職員を任用する場合 任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合 再任用に係る職員が任期の定めのない</p>

<p>(2) 降任及び降格 「根拠法令」により〇〇に降任（降格）する</p>	<p>職員となる場合 警察官の階級の降任（降格）及び吏員からその他の職員に降任（降格）させる場合の例である。「根拠法令」は根拠となる法令の規定を記載すること。以下同じ。</p>
<p>(3) 出向 島根県〇〇へ出向を命ずる</p>	<p>身分を中断することなく、任命権者の異なる他の部局へ出向させる場合</p>
<p>(4) 辞職、退職、免職及び懲戒免職 辞職を承認する 定年により退職 死亡により退職 任期の満了により退職 「根拠法令」により免職する 「根拠法令」により懲戒処分として免職する</p>	<p>本人の願出により辞職を承認する場合 定年によって退職する場合 死亡によって退職する場合 任期を定めて採用された職員の任期の満了により退職する場合 分限により免職の場合 懲戒により免職する場合</p>
<p>(5) 休職及び復職 「根拠法令」により休職を命ずる 期間は〇〇年〇月〇日までとする 休職期間を〇〇年〇月〇日まで更新する 「根拠法令」により復職を命ずる 休職期間満了により復職を命ずる</p>	<p>休職を命ずる場合 休職期間を更新する場合 復職を命ずる場合</p>
<p>(6) 休業及び職務復帰 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業を承認する 期間 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 育児休業の期間を〇年〇月〇日まで延長する 育児休業期間の満了により職務復帰した 育児休業の承認の失効により職務復帰した 育児休業の承認の取消しにより職務復帰した</p>	<p>育児休業を承認する場合 育児休業の期間を延長する場合 職務復帰の場合</p>
<p>(7) 委員の任免及び委嘱等 〇〇委員を命ずる</p>	<p>部内の職員を法規に定める各種委員に</p>

<p>〇〇委員を委嘱する</p> <p>〇〇を嘱託する</p> <p>(8) 併任</p> <p>〇〇に併任する</p>	<p>命ずる場合</p> <p>部外の者を法規に定める各種委員に委嘱する場合</p> <p>部外の者に一定の業務を嘱託する場合</p> <p>他の任命権者に属する職員をその職にあるままで警察職員に任命する場合</p>
<p>2 給料関係</p> <p>〇〇職〇〇級〇〇号給を給する</p> <p>〇〇職〇〇級〇〇円を給する</p> <p>給料月額を〇〇円に変更する</p> <p>〇〇職〇給特に〇〇円を給する</p> <p>〇〇職〇給〇号給を給する（〇〇による特別昇給）</p> <p>〇〇職〇給〇号給を給する（〇〇）</p> <p>「根拠法令」により退職手当〇〇円を給する。</p> <p>〇〇職〇給〇号給とする</p>	<p>任用時の給料決定と定期昇給の場合</p> <p>再任用に係る職員の給料決定、昇給及び降任（降格）の場合</p> <p>再任用に係る職員の給料月額を変更する場合</p> <p>給料表の最高額を超える場合</p> <p>特別昇給の場合で昇給事由を（ ）の中に記載する。</p> <p>特別の事由（特別昇給を除く。）による場合であって、その理由を示す記載字句についてはその都度定める。</p> <p>退職手当を支給する場合</p> <p>降任（降格）に伴って給料を決定する場合</p>
<p>3 勤務関係</p> <p>〇〇部長を命ずる</p> <p>警察学校長を命ずる</p> <p>〇〇部参事官を命ずる</p> <p>〇〇部参事を命ずる</p> <p>〇〇部〇〇課長を命ずる</p> <p>警務部監察官を命ずる</p> <p>〇〇部〇〇隊長を命ずる</p> <p>刑事部科学捜査研究所長を命ずる</p> <p>〇〇警察署長を命ずる</p> <p>〇〇部〇〇官を命ずる</p> <p>〇〇部〇〇課（隊）〇〇官を命ずる</p> <p>〇〇警察署〇〇官を命ずる</p> <p>〇〇部〇〇課〇〇所長を命ずる</p> <p>〇〇部〇〇課〇〇室長を命ずる</p> <p>〇〇部〇〇課〇〇隊長を命ずる</p>	<p>新任、配置換等勤務配置の場合</p> <p>再任用に係る職員のうち短時間勤務職員については、「を命ずる」とあるのは「(週〇〇時間勤務)を命ずる」とする</p>

〇〇部〇〇課〇〇センター長を命ずる
〇〇部〇〇課〇〇センター〇〇長を命ずる
警察学校副校長を命ずる
〇〇警察署副署長を命ずる
人材育成課首席師範を命ずる
〇〇部〇〇課主査を命ずる
〇〇警察署主査を命ずる
〇〇部付を命ずる
〇〇部〇〇課（隊）調整官を命ずる
〇〇警察署調整官を命ずる
〇〇部〇〇課次長を命ずる
〇〇部〇〇隊副隊長を命ずる
刑事部科学捜査研究所副所長を命ずる
〇〇警察署次長を命ずる
〇〇部〇〇課〇〇所副所長を命ずる
〇〇部〇〇課課長補佐を命ずる
〇〇部〇〇課〇〇室室長補佐を命ずる
〇〇部〇〇課〇〇隊副隊長を命ずる
〇〇部〇〇課〇〇隊〇〇分駐隊長を命ずる
〇〇部〇〇隊〇〇方面隊長を命ずる
〇〇部〇〇隊〇〇分駐隊長を命ずる
刑事部科学捜査研究所長補佐を命ずる
刑事部科学捜査研究所〇〇科長を命ずる
生活安全部通信指令課通信指令長を命ずる
交通部交通規制課交通管制センター長補佐を命ずる
警察学校主任教官を命ずる
警察学校校長補佐を命ずる
警務部人材育成課師範を命ずる
〇〇警察署〇〇課長を命ずる
〇〇警察署〇〇交番所長を命ずる
〇〇部〇〇課（隊）副主査を命ずる
警察学校副主査を命ずる
〇〇警察署副主査を命ずる
専門研究員を命ずる
〇〇部〇〇課（隊）主幹を命ずる
警察学校主幹を命ずる

〇〇警察署主幹を命ずる
警務部人材育成課準師範を命ずる
〇〇部〇〇課（隊）勤務を命ずる
警察学校勤務を命ずる
〇〇警察署勤務を命ずる
〇〇部〇〇課（隊）付を命ずる
警察学校付を命ずる
〇〇警察署付を命ずる
分駐隊長を命ずる
副隊長を命ずる
主任研究員（研究員）を命ずる
専務指導官を命ずる
専務官を命ずる
係長を命ずる
通信副指令長を命ずる
班長を命ずる
教官を命ずる
方面副隊長を命ずる
小隊長を命ずる
専門官を命ずる
主任主事（主任技師）を命ずる
専務指導員を命ずる
専務員を命ずる
分隊長を命ずる
助教を命ずる
主任を命ずる
〇〇船長を命ずる
〇〇機関長を命ずる
〇〇甲板員を命ずる
〇〇機関員を命ずる
〇〇一等機関士を命ずる
少年補導職員を命ずる
交通巡視員を命ずる
主任保健師を命ずる
保健師を命ずる
〇〇主任を命ずる
事務取扱
〇〇 事務代理 を命ずる
兼 務

事務取扱

上位の者が下位の職を代行する場合
事務代理

下位の者が上位の職を代行する場合

<p>〇〇心得を命ずる</p> <p>外国出張中 事務取扱 〇〇 病気療養中 〇〇 事務代理 〇〇入校中 兼務</p> <p>を命ずる 〇〇を免ずる</p> <p>〇〇へ派遣を命ずる</p> <p>〇〇派遣を解除する 〇〇学校〇〇科〇部へ入校を命ずる 期間 〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで</p> <p>原所属へ復帰を命ずる 〇〇のため〇〇へ出張を命ずる 期間 〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで</p> <p>1週間当たりの通常の勤務時間を〇〇時間に変更する</p> <p>4 条件付採用期間 地方公務員法第22条第1項による条件付採用期間は、〇〇までとする。</p>	<p>兼務 同等とみなされる職を代行する場合 その職にあるままで他の上級の職を兼務させる場合 課長、署長等が研修、出張、病気、休暇等のため、現職のまま15日以上任地を離れる場合に、上級（下級、同等）の者にその職の事務を代理させる場合 事務取扱、事務代理、兼務、心得、少年補導職員等を免ずる場合 その職にあるままで国の警察機関等へ勤務研修等に派遣する場合 上記派遣を解除する場合 警察大学校警部任用科、同術科指導者養成科、特別捜査幹部研修所、中国管区警察学校警部補任用科、同巡查部長任用科、島根県警察学校初任科、同初任補修科及び期間6月以上のその他の研修並びに警視の階級にある者の研修のための入校を命ずる場合の例であり、入校期間を指定し解除は発令しない。 前記の学校を中途に退学を命ずる場合 警察庁の計画に基づく海外研修等で外国へ出張する場合</p> <p>育児短時間勤務に係る職員又は再任用に係る職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更する場合 新たに警察官又は一般職員に採用された場合に、辞令書の身分、給料、勤務等の発令事項の次に記載する。</p>
---	---

別表第3（第6条関係）

任 免 事 項 及 び 発 令 様 式	備 考
<p>〇〇係総括係長を命ずる 〇〇係長を命ずる</p>	<p>新任、配置換等の場合 課制のある警察署にあっては、課名を</p>

